

仕 様 書

1 業務名

WEST19 庁舎環境衛生管理業務

2 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 履行場所及び施設概要

WEST19 庁舎（中央区大通西 19 丁目〔地上 5 階地下 1 階 建物床面積 8,199.12 m²〕）

4 対象施設の概要

- (1) 開館年月日 平成 16 年 5 月 6 日
- (2) 職員数 約 200 名
- (3) 利用者数 1 日あたり約 130 名

5 施設管理者

札幌市保健福祉局保健所長

6 業務内容

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（略称：建築物衛生法）及び大気汚染防止法等に基づく法定業務を実施する。なお、実施回数等は下表のとおりとする。

項 目	回 数	数 量	備 考
1 空気環境測定	年 6 回	16 ヲ所	
2 受水槽清掃	年 1 回	21 t	
3 汚水槽清掃	年 2 回	21 t	
4 排水管清掃	年 2 回	1,521m	
5 雑排水槽清掃	年 2 回	21 t	
6 雑用水槽清掃	年 1 回	33.62 t	
7 貯湯槽清掃	年 1 回	3,000 L	1,500L×2
8 簡易専用水道検査（書類検査し、3月に報告）	年 1 回	1 式	
9 ねずみ・こん虫等防除	年 2 回	8,199 m ²	
10 飲料水水質検査（飲料用 2 系統・給湯用 1 系統） ①省略不可項目（11 項目）※1 ②全項目（16 項目）※2 ③消毒副生成物（12 項目）※3 （②、③は 6～9 月、①は 12～2 月に実施）	年 1 回 年 1 回 年 1 回	3 検体 3 検体 3 検体	
11 煤煙測定（冷温水発生機） （硫黄酸化物・窒素酸化物・ばいじん） 暖房時期 1 回・冷房時期 1 回	年 2 回	4 基	

- ※1 一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、濁度、有機物等（全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度
- ※2 ※1の項目に加え、鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、蒸発残留物
- ※3 シアン化物イオン及び塩化シアン、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、塩素酸

7 建築物環境衛生管理技術者の選任

業務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等の関連法令に基づいて行い、業務開始時に建築物環境衛生管理技術者を選任すること。

8 受託者の義務

- (1) 年間実施計画書を契約締結日から10日以内に発注担当あてに提出すること。
- (2) 上記6に掲げる業務を実施するにあたり、事前に施設管理者に通知し、施設入居者の業務に支障を来さないよう調整するとともに、実施後はその結果について速やかに報告すること。
- (3) 上記7の建築物環境衛生管理技術者の選任に伴い、別途、委託者の指示する日までに免状の写し等の必要な書類を提出すること。

9 秘密の保持

受託者及び作業要員は、業務遂行上知り得た事項を他に漏らし、または利用してはならない。

10 安全の確保

受託者は、作業の実施にあたる従業員を安全を確保し、事故防止に十分注意し、事故に対する一切の責任を負うものとする。

11 服装及び名札

従事者は、常に清潔な制服(作業服)を着用し、胸部に名札をつけなければならない。

12 環境負荷軽減に関する事項

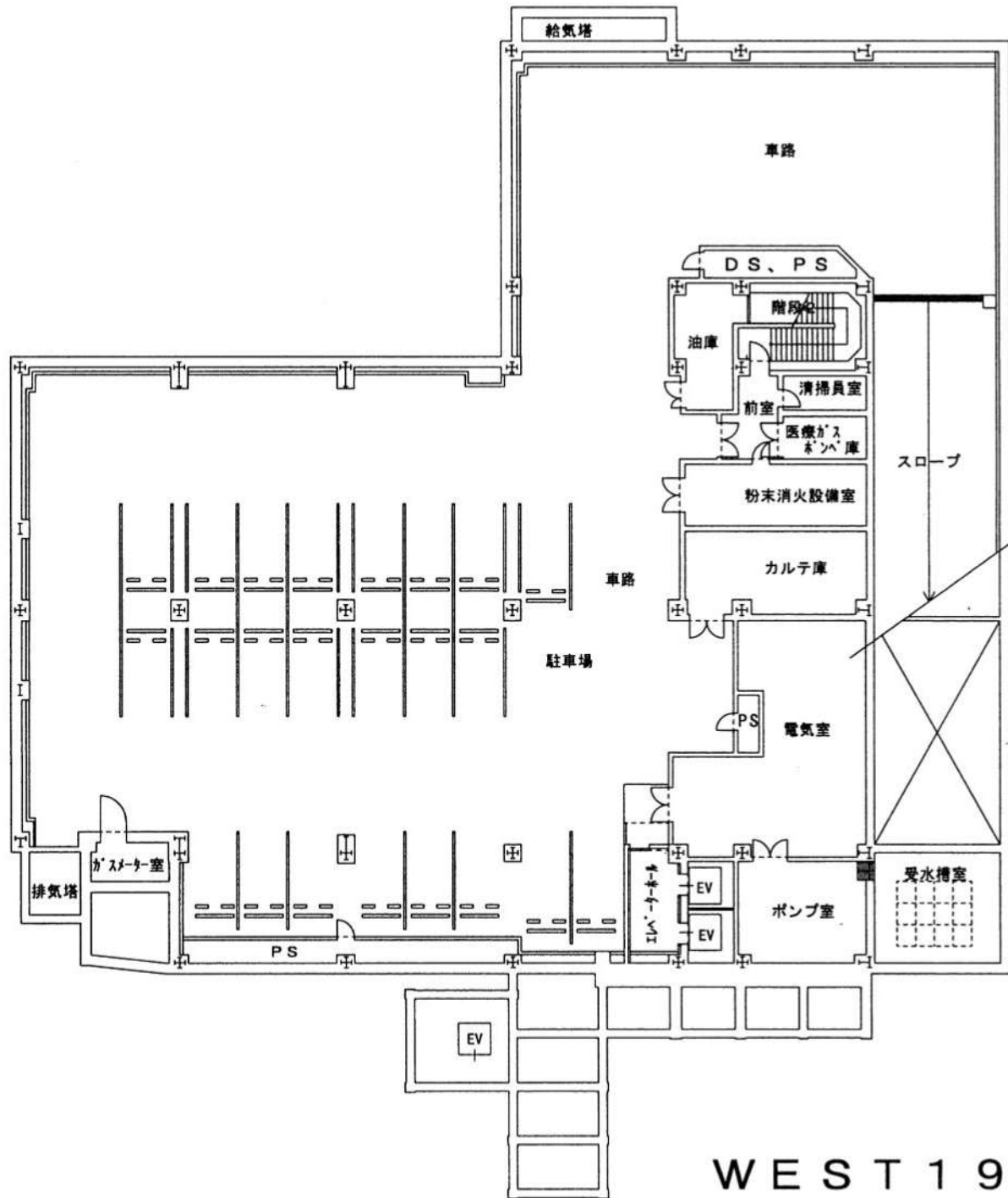
受託者は、本業務の履行において、環境負荷の低減に努めること。また、作業の必要上、電気・水道等を使用する必要がある場合は、極力節約に努めること。

13 その他

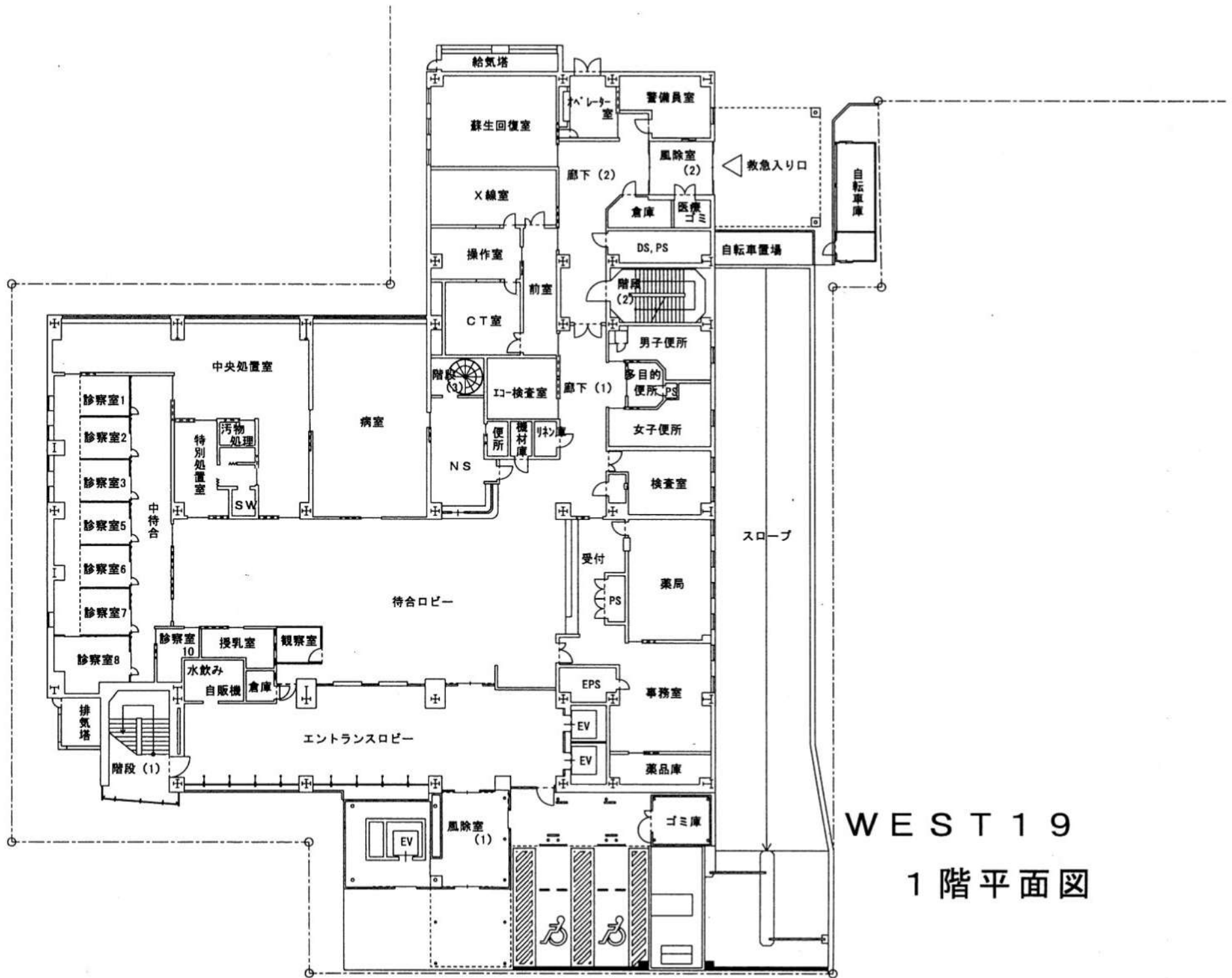
- (1) 簡易専用水道の検査に係る費用は、受託者が負担すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ定めることとする。

14 発注担当

保健福祉局保健所健康企画課事務係(011-622-5151)
中央区大通西19丁目 保健所3階

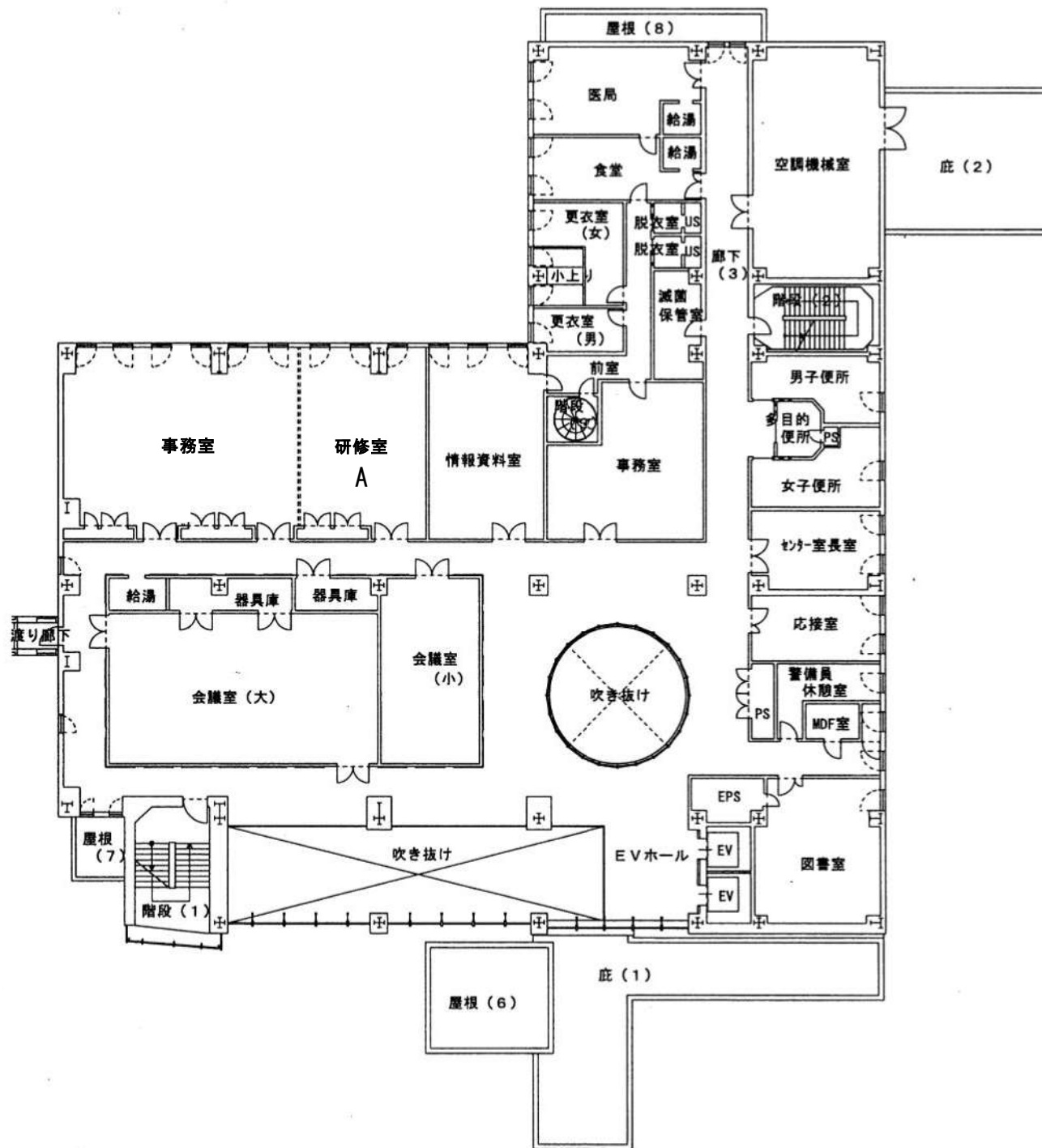


WEST 19 地下1階平面図

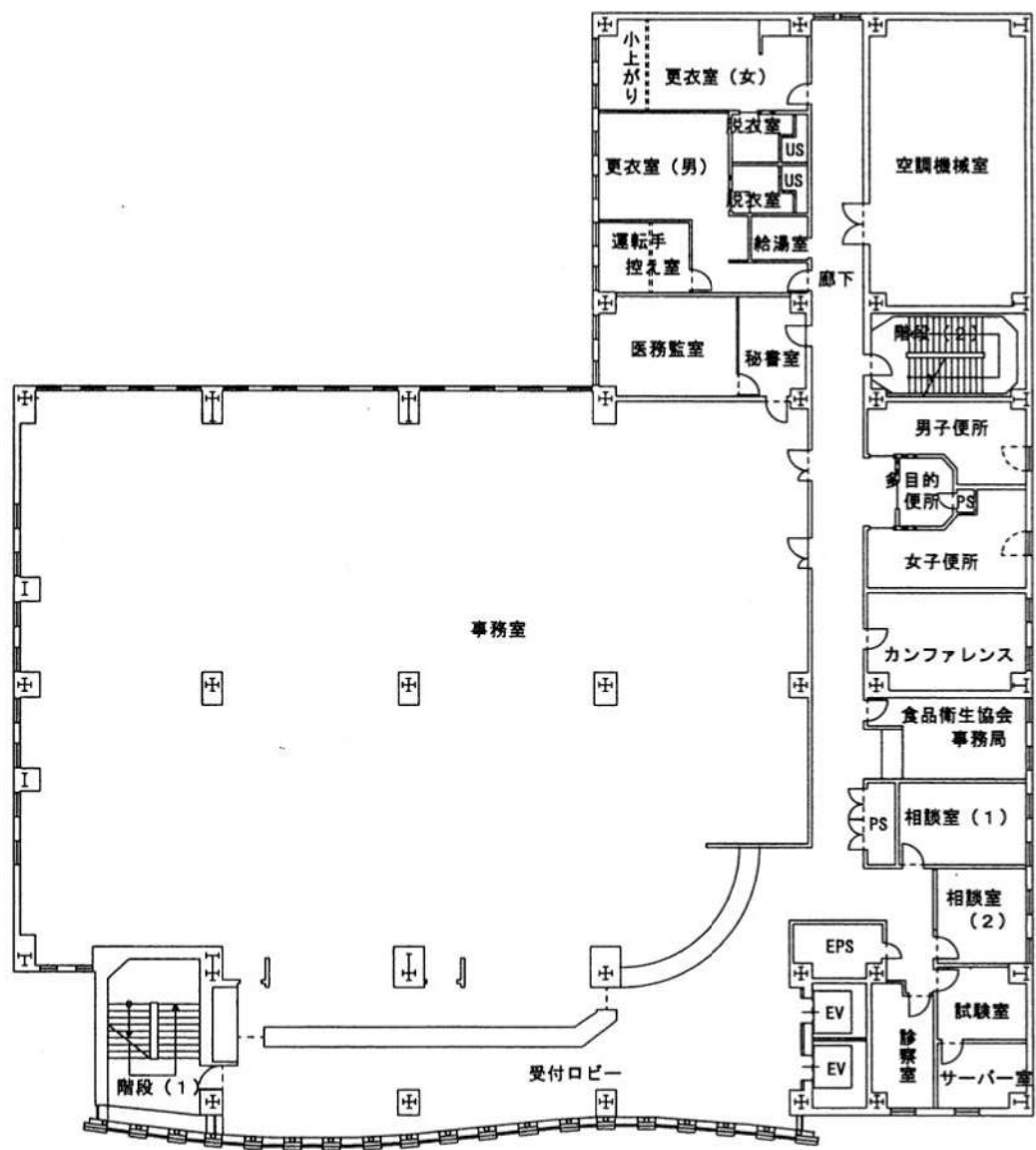


WEST 19

1階平面図

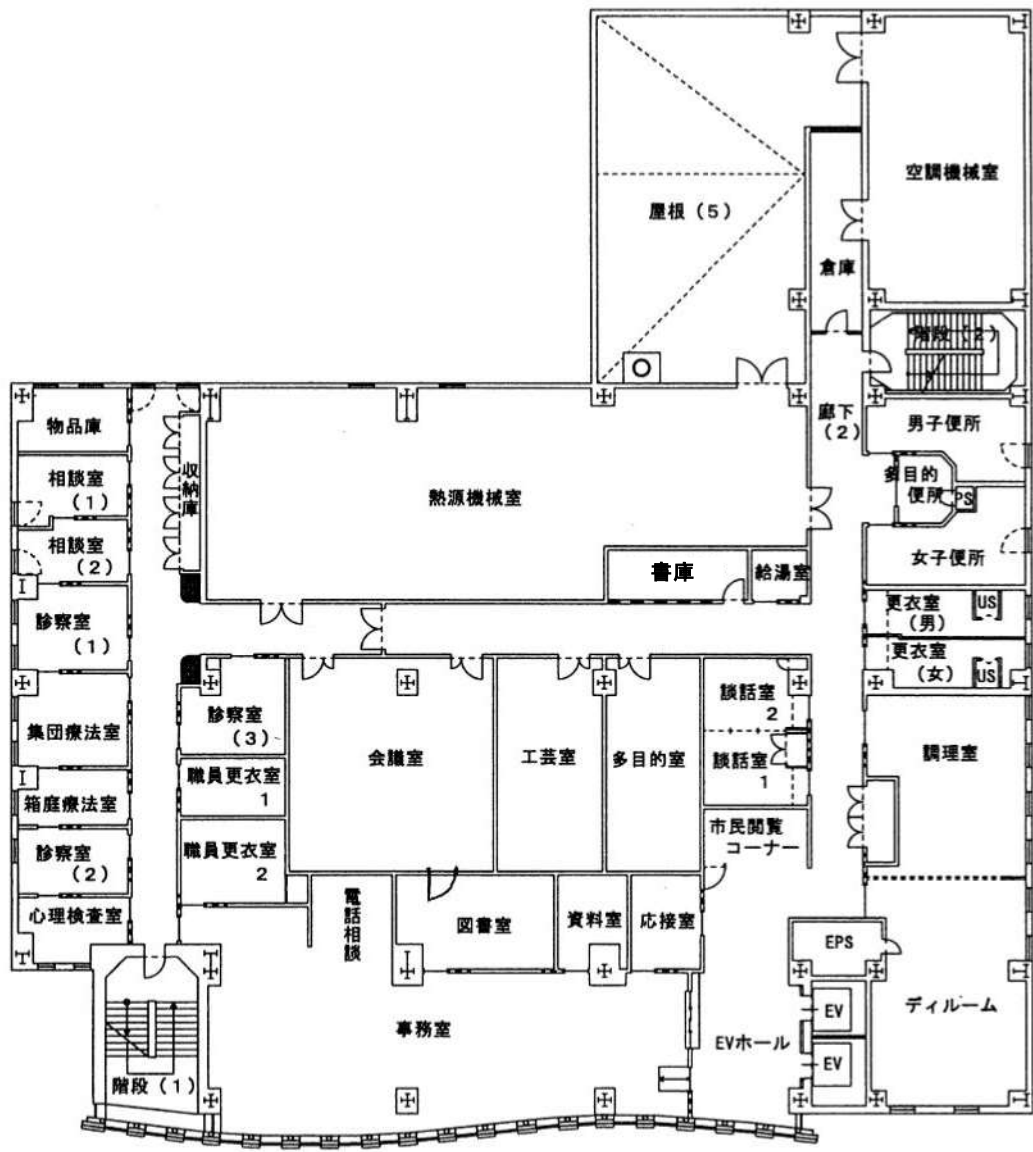


WEST 19
2階平面図



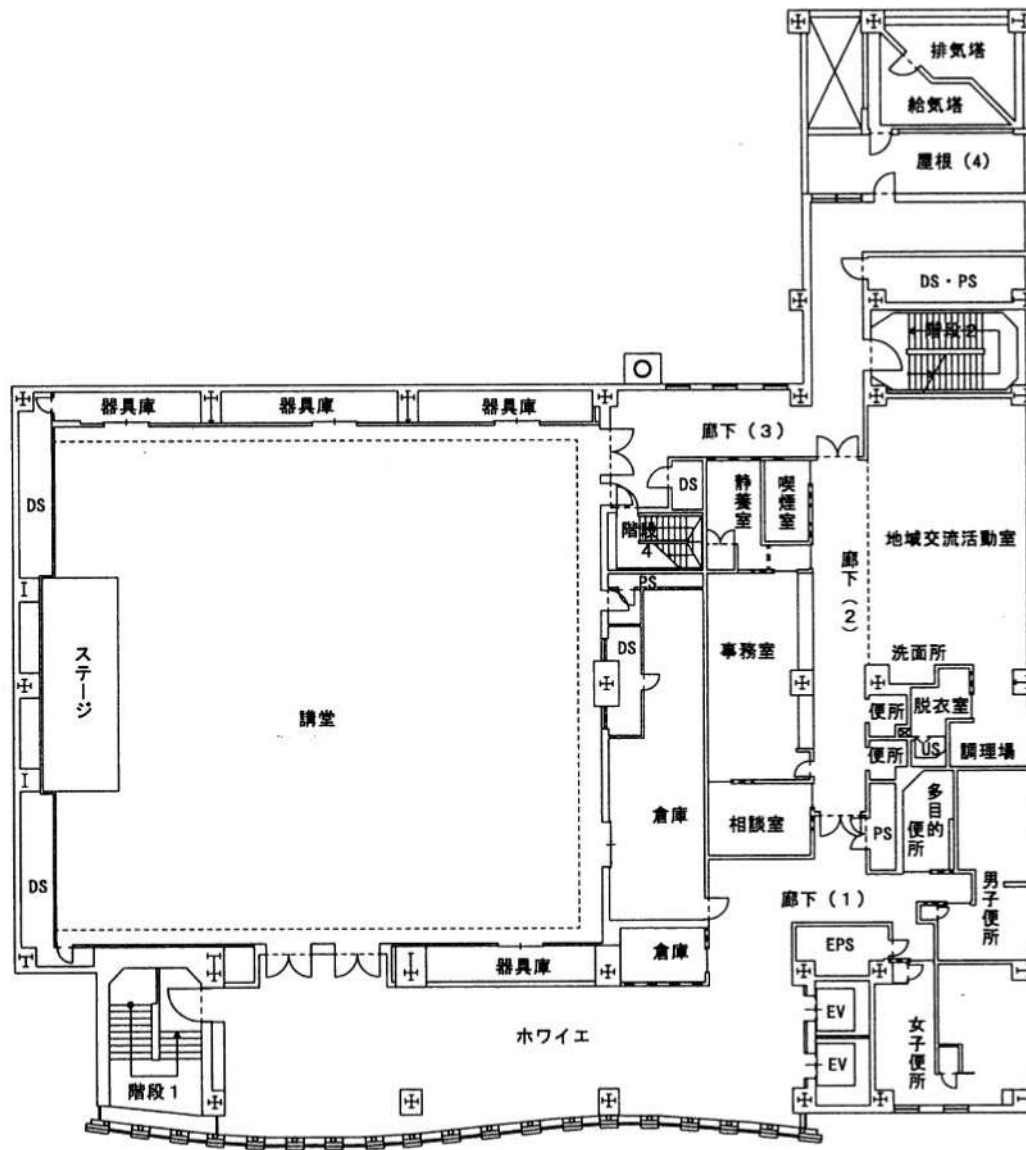
WEST 19

3階平面図



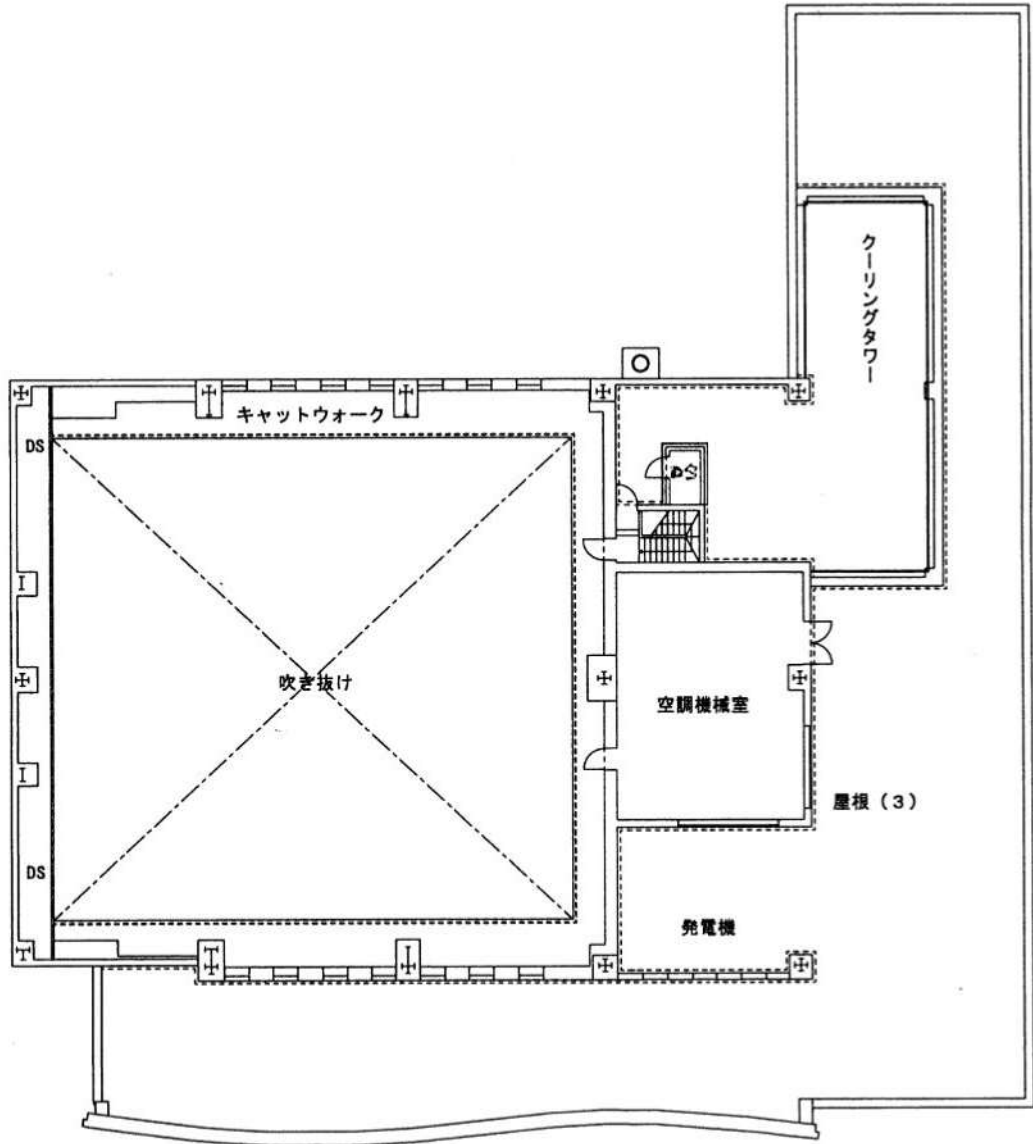
WEST 19

4階平面図



WEST 19

5階平面図



WEST 19
塔屋平面図